

訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る掲示

訪問看護ステーションあおいは、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等がオンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報などを取得したうえで訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

(令和 8 年 6 月 1 日より算定開始)

【算定内容】

訪問看護医療 DX 情報活用加算 月 1 回に限り 5 0 円

【対象者】

医療保険で訪問看護（訪問看護療養費）を算定している方が対象です。

【施設基準】

これに関する施設基準は以下の通りです。

- ① 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第 1 条に規定する訪問看護療養費のオンライン請求を行っていること。
- ② 健康保険法第 3 条第 13 項に規定するマイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えていること。
- ③ 居宅同意取得型のオンライン資格確認システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報を取得・活用できる体制を有している。
- ④ 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、および活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
- ⑤ ④の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

令和 8 年 6 月 1 日

株式会社 theory

訪問看護ステーション あおい

